

第2次呉市空家等対策計画（案）について

1 第2次呉市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果

第2次呉市空家等対策計画（以下「本計画」といいます。）の策定に当たり、令和4年12月27日（火）から令和5年1月25日（水）までの30日間、本計画（素案）に対する意見募集を行ったところ、7件（3名）の意見が提出されました。提出された意見に対する市の考え方は次のとおりで、提出された意見を踏まえ、1か所の修正を行いました。

提出された意見の要旨	市の考え方
第2章 空家等に関する現状と課題【2 呉市の空家等に関する課題】	
(1) 空き家化の予防（発生抑制）で一番大切なのは、所有者本人の空き家に対する問題意識ではないか。結局は、いろいろな理由があるにせよ、所有者の意識が一番大切だと考える。	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第3条では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とされています。</p> <p>引き続き、空き家化の予防（発生抑制）に関する所有者等の問題意識を高めるため、意識啓発や情報発信の推進、相談体制の充実に取り組んでまいります。（30ページ）</p>
第4章 空家等対策の基本的施策【1 空き家化の予防（発生抑制）】	
(2) 空き家に関する相談体制の強化を図ることは、利活用等を促進するためにとっても良いことだと考える。そのためには、相談会や講演会をもっと増やすべきでないか。	<p>市ではこれまで、各種専門機関と連携した空き家の無料相談会や、空き家対策に係る専門家による市民向けの講演会を開催しています。</p> <p>今後、これらの取組の拡充を始め、空家等の所有者や市民からの多様な相談に対応できるよう、相談体制の充実に取り組んでまいります。（30ページ）</p>

提出された意見の要旨	市の考え方
<p>第4章 空家等対策の基本的施策【1 空き家化の予防（発生抑制）】</p> <p>【2 空家等の利活用等の促進】</p> <p>【4 跡地の利活用】</p>	
<p>(3) 呉市では斜面地に多くの住宅が建てられているが、道路が狭く、所有者の方が亡くなられた家の多くは空き家になっている。</p> <p>このような場所は、道路が整備されると、高台で景色の良い所であることから、呉市から発信することで若い方が住むようになり、呉市の活性化が期待できるのではないかと。</p>	<p>空き家バンク登録物件周辺の景観や環境など、空き家の登録情報を充実させ、希望に沿った空き家の情報を閲覧しやすくするとともに、呉市移住定住ポータルサイト等を活用し、空き家バンク登録物件と定住・移住希望者とのマッチングを推進することで、空き家の利活用を促進し、呉市の活性化につなげてまいります。(31ページ)</p> <p>また、老朽家屋等の除却を進め、跡地等を利活用していくため、ランドバンクや狭あい道路整備事業の活用等により、空き地等の適切な管理・流通・再生を図り、住環境の改善・向上のための基盤整備などに取り組んでまいります。(38ページ)</p>
<p>第4章 空家等対策の基本的施策【1 空き家化の予防（発生抑制）】</p> <p>【3 管理不全な状態の解消】</p>	
<p>(4) 円滑に土地・家屋を処分できる方法について、助言・助成をしてもらいたい。</p>	<p>空家等に関する一元的な窓口の設置や、各種専門機関と連携した各種相談会等を開催するなど、空家等の所有者や市民からの多様な相談に対応できるよう、相談体制の充実に取り組んでまいります。(30ページ)</p> <p>また、危険空家等の除却等に要する費用負担の軽減につながる支援に引き続き取り組むとともに、自然災害の甚大化防止の観点から、土砂災害特別警戒区域内や狭あいな道路に面した場所の危険空家等の除却等に対する支援の充実を図ってまいります。(37ページ)</p>

提出された意見の要旨	市の考え方
<p>第4章 空家等対策の基本的施策【1 空き家化の予防（発生抑制）】 【3 管理不全な状態の解消】</p>	
<p>(5) 空家等の所有者の自主的な改善の取組への支援として、危険空家等の除却に要する費用の支援事業は以前からあったが、狭あい重機が入らないことにより解体費が高額になる場所での空き家の除却に対する支援の充実は、市民にとってはとてもありがたい。</p>	<p>御意見のとおり、空き家実態調査の結果、市内には狭あいな道路に面した場所に立地する危険空家等が多く、除却に要する費用も高額となることを見込まれます。</p> <p>このような場所に立地する危険空家等については、自然災害の甚大化防止の観点から、除却等に対する支援の充実を図ってまいります。(37ページ)</p>
<p>第4章 空家等対策の基本的施策【4 跡地の利活用】</p>	
<p>(6) 便利の良い土地にするには、住居者に一部土地を寄附してもらい、道路を整備すべきと考える。</p>	<p>老朽家屋等の除却を進め、跡地等を利活用していくため、ランドバンクや狭あい道路整備事業の活用等により、空き地等の適切な管理・流通・再生を図り、住環境の改善・向上のための基盤整備などに取り組んでまいります。(38ページ)</p>

提出された意見の要旨	市の考え方									
第5章 空家等対策の計画的推進【2 空家等対策計画の検証及び見直し】										
<p>(7) 計画の目標指標において、老朽空き家の除却率が現状0%となっているが、どのような意味か。現状は老朽空き家の除却は行われていないということか。</p>	<p>老朽空き家の除却率の現状値「0%」は、現状は除却が行われていないということではなく、今回の空き家実態調査等で確認した周辺へ影響を与えるおそれのある老朽空き家数（347戸）を基準に、目標年（令和5年度～令和9年度）における目標を設定した関係で、「0%」と表記したものです。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、分かりやすい表記とするため、老朽空き家の除却率について、令和4年度の除却見込み数を反映した数値に修正を行います。</p> <p>【修正事項】 42ページ 【計画の目標】</p> <table border="1" data-bbox="1200 695 2069 1031"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="1352 695 1727 794">目標指標</th> <th data-bbox="1727 695 2069 794">現状 (令和4年度見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 794 1352 849">(修正前)</td> <td data-bbox="1352 794 1727 849">老朽空き家の除却率</td> <td data-bbox="1727 794 2069 849">0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 849 1352 1031">(修正後)</td> <td data-bbox="1352 849 1727 1031">老朽空き家（実態調査等により確認した周辺へ影響を与えるおそれのある老朽空き家）の除却率</td> <td data-bbox="1727 849 2069 1031">1.4%</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標	現状 (令和4年度見込み)	(修正前)	老朽空き家の除却率	0%	(修正後)	老朽空き家（実態調査等により確認した周辺へ影響を与えるおそれのある老朽空き家）の除却率	1.4%
	目標指標	現状 (令和4年度見込み)								
(修正前)	老朽空き家の除却率	0%								
(修正後)	老朽空き家（実態調査等により確認した周辺へ影響を与えるおそれのある老朽空き家）の除却率	1.4%								